

## マイナンバー制度スタートにより平成28年1月より介護保険の手続き方法が変わります！

マイナンバー制度がスタートしたことに伴い、1月以降の各種介護保険関係の申請方法は次のようになります。

### 1、申請書にマイナンバーをご記入ください。

提出される介護保険関係の各種申請書の「個人番号」欄に、原則として12桁のマイナンバーをご記入ください。

ただし、マイナンバーが分からないなど、記入が難しい場合は、未記入のまま申請してください。

### 2、マイナンバー確認書類をご提示ください。\*郵送申請の場合はコピーを同封してください。

「通知カード」又は「個人番号カード」をご提示ください。

### 3、本人確認書類をご提示ください。\*郵送申請の場合は、コピーを同封してください。

(1) 写真付の公的身分証明書（運転免許証、パスポート、個人番号カード、住基カード、身体障害者手帳など）

⇒いずれか1点をご提示ください。

(2) 写真のない公的身分証明書（介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、介護保険負担割合証など）

⇒いずれか2点をご提示ください。

※ マイナンバー確認書類や本人確認書類が見つからないなど、ご用意が難しい場合は、提示しなくてもかまいません。

申請書のみご提出ください。

### 4、代理人の方が申請手続きをされる場合の方法

(1) 本人様に代わり、家族やケアマネージャーなどの代理人の方が申請される場合は、マイナンバーを記入しなくてもかまいません。

(2) 委任状が書ける方は委任状を代理人に渡してください。委任状の記載が難しい場合は、介護保険被保険者証を代理人に渡してください。

(3) 代理人となった方は、代理人の身元確認書類（運転免許証や介護支援専門員証）を申請時にご提示ください。

## マイナンバーとは？

平成 27 年 10 月から 12 月にかけて日本国内の全住民に通知された、ひとり一人異なる 12 けたの番号を「個人番号（通称「マイナンバー）」といいます。マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

## どんなときにマイナンバーが必要か？

平成 28 年 1 月 1 日以降、社会保障のお手続きや税に関するお手続きをする際に、本人であることを確認する書類として、原則としてマイナンバーの提示が必要になります。

介護保険制度も社会保障制度の一つであるため、介護保険の各種手続きのときに、原則としてマイナンバーを提示していただく必要があります。

## マイナンバー制度スタートにあたってのお願い

マイナンバー制度スタート後は、マイナンバーや本人確認のため、必要書類に不足があるときは電話等で追加提出をお願いすることがあります。

これは、個人情報の漏洩や、成りすまし申請等のマイナンバーの不正使用を事前に防ぐために必要なことなので、ご理解とご協力をお願いします。